

安芸市介護人材確保対策補助金交付要綱

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市に移住し、市内の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）に正規雇用労働者として就労した者等に対し、住居費及び引越費用の一部を補助し、又、新規就労一時金及び勤続奨励金を支給することで、介護サービス人材の育成及び確保を図り、もって市内における定住人口の増加に資することを目的とし、その補助について、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条又は第8条の2に規定するサービスをいう。

(2) 正規雇用労働者 次のアからウのいずれにも該当する者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

(3) 住居費 市内の事業所への就労を機に、新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。

ただし、賃料及び共益費については就労した日の属する月以降とし、勤務先から住宅手当等が支給されているときは、それらに相当する費用を除く。

(4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(5) 新規就労一時金 市内の事業所に就労した時及び就労から3月勤続した時に支給する一時金

(6) 勤続奨励金 市内の事業所に1年以上勤務した場合に支給する奨励金をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定める事業とする。

- (1) 住居費補助事業 市内の事業所への就労を機に市外から市内に転入する者に対して、必要となった住居費の一部を補助する事業
- (2) 引越費用補助事業 市内の事業所への就労を機に市外から市内に転入する者に対して、必要となった引越費用の一部を補助する事業
- (3) 新規就労一時金支給事業 市内の事業所への就労を機に市外から市内に転入する者に対して、市内の事業所に就労した場合及び就労から3月勤続した場合に新規就労一時金を支給する事業
- (4) 勤続奨励金支給事業 市内の事業所への就労を機に市外から市内に転入する者に対して、市内の同一事業所に一定期間以上勤続した場合に、勤続期間に応じた勤続奨励金を支給する事業
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業ごとに次に掲げる者とする。

- (1) 住居費補助事業及び引越費用補助事業 次のいずれにも該当する者
 - ア 市内の事業所に就労している者（市内の事業所に就労して2月以上経過した者及び同一法人間の異動により就労した者は除く。）又は市内の事業所に2月以内に就労する予定の者（同一法人間の異動により就労する予定の者は除く。）
 - イ 市内に住所を有する前に市外に3年以上居住していた者で、就労日の2月前から就労日の2月後までの間に市外から市内に転入し、安芸市内に住所を有する者
 - ウ 本要綱又は他の公的制度による同様の補助を受けていないこと。
 - エ 安芸市の市税の滞納がないこと。
 - オ 申請日より3年以上継続して安芸市内に居住し、就労する意思があること。
 - カ 別表第1に掲げるいずれにも該当しないこと。
- (2) 勤続奨励金支給事業及び新規就労一時金支給事業 次のいずれにも該当する者
 - ア 市内の事業所に就労している者
 - イ 安芸市内に住所を有する者
 - ウ 本要綱又は他の公的制度による同様の補助を受けていないこと。
 - エ 安芸市の市税の滞納がないこと。
 - オ 市内の事業所に就労してから3年以上継続して安芸市内に居住し、就労する意思が

あること。

カ 別表第1に掲げるいずれにも該当しないこと。

(補助金額等)

第5条 補助金の額等は、別表第2に定めるところとし、予算の範囲内で支給する。

2 第1項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 住居費補助事業又は引越費用補助事業補助金の交付を受けようとする者は、安芸市介護人材確保対策補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 勤務に関する証明(就労証明等)

(2) 物件の売買契約書(住居費における購入の場合)

(3) 物件の賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 住居費補助事業のうち賃料について、年度をまたがる場合は、それぞれの年度ごとに申請を行うこととする。

3 新規就労一時金支給事業補助金の交付を受けようとする者は、就労時の一時金については就労した日から、3月経過したときの一時金については就労した日から3月が勤続経過した日から起算して60日以内に交付申請を行うものとする。この場合において、勤続期間のわかる事業所の証明書に添えて、安芸市介護人材確保対策補助金(新規就労一時金)交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

4 勤続奨励金支給事業補助金の交付を受けようとする者は、事業所に就労した日から別表第2アからウにそれぞれ掲げる期間が経過した日から起算して60日以内に交付申請を行うものとする。この場合においては、勤続期間のわかる事業所の証明書を添えて、安芸市介護人材確保対策補助金(勤続奨励金)交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前各項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、安芸市介護人材確保対策補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、安芸市

介護人材確保対策補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務に関する証明（就労証明等）
- (2) 物件の売買に係る領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (3) 物件の賃料に係る領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (4) 住宅手当支給証明書（様式第6号）（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認める場合は、安芸市介護人材確保対策補助金交付確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により補助対象者に通知するものとする。ただし、前条第3項及び第4項に規定する勤続奨励金及び新規就労一時金の交付申請があった場合においては、前項に規定する実績報告書が提出されたものとみなす。

（補助金の請求及び交付）

- 第8条 補助対象者は、確定通知書を受け取った場合は、速やかに安芸市介護人材確保対策補助金請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書の提出があった場合は、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

- 第10条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき公布された補助金について、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

- 1 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第5条関係）

事業名	補助金額	補助対象期間
住居費補助事業	上限30万円（ただし、賃料については月額2万5千円を超えない範囲とし、最大12月分）とする。	令和7年4月1日から令和8年3月31日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前月の末日）までとする。ただし、住居費のうち賃料については、当該賃料に対する補助金の交付事由の発生した日の属する月から起算して月数が12月に満たない場合は月数が12月に達するまでとする。

引越費用補助事業	上限14万円	令和7年4月1日から令和8年3月31日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前月の末日）までとする。
新規就労一時金支給事業	ア 就労時 5万円（就労時に安芸市内に住所を有する場合は10万円） イ 就労した日から3月間勤続したとき 20万円	令和7年4月1日から令和8年3月31日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前月の末日）までとする。 ただし、正規雇用労働者になる前に試用期間等がある場合、左記のイについては、試用期間経過後、正規雇用労働者になることが確認できた後の支給とする。
勤続奨励金支給事業	ア 就労した日から1年間勤続したとき 5万円 イ 就労した日から2年間勤続したとき 10万円 ウ 就労した日から3年間勤続したとき 15万円	就労した日から起算して3年に達する（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前月の末日）までとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

安芸市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

安芸市介護人材確保対策補助金交付申請書

安芸市介護人材確保対策補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 介護サービス事業所 への就職年月日		年 月 日	
2 介護サービス事業所名			
3 内訳	住居費 (賃貸)	契約締結(予定)年月日	年 月 日
		賃 料 ※住宅手当等を控除した額 を記載のこと。	(月額×月数-住宅手当等) 円
		敷 金	円
		礼 金	円
		共 益 費	円
		仲介手数料	円
		そ の 他 ()	円
		小 計 (A) ※1,000 円未満の端数切捨て	円
		前年度交付額 (B)	円
	住居費 (購入)	契約締結(予定)年月日	年 月 日
		契約予定金額 (C)	円
	引越し	引越(予定)年月日	年 月 日
費 用 (D)		円	
4 補助申請額 (A-B+C+D) ※1,000 円未満の端数切捨て		円	

5 同意 および確認 ※該当する項目 にはレ点、該当し ない項目には× を記入	申請者	☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の 住民票、市税の納付状況について安芸市役所関係各課に照会すること に同意します。 ☐ 私は、市税の滞納はありません。 ☐ 私は、他の公的制度によるこの要綱に規定する同様の補助を受けて いません。 ☐ 私は、申請日より3年以上、安芸市内に住民票をおき、生活の本拠 地とします。				
6 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店・出張所		
	預貯金の種 類					
	口座番号					(右づめで記入)
	口座名義	(フリガナ)				
7 添付書類	☐ 勤務に関する証明(就労証明等) ☐ 物件の売買契約書(住居費における購入の場合) ☐ 物件の賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合) ☐ 本人の口座が確認できるもの(通帳表紙やカード)の写し ☐ その他()					

様式第 2 号(第 6 条関係)

年 月 日

安芸市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

安芸市介護人材確保対策補助金（新規就労一時金）交付申請書

安芸市介護人材確保対策補助金（新規就労一時金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 介護サービス事業所への就職年月日		年 月 日	
2 介護サービス事業所名			
3 申請内容		☐ 新規就労 ☐ 3 月勤続	
4 同意 および確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、新規就労時に安芸市に住民票があります。 ☐ 私は、市税の滞納はありません。 ☐ 私は、他の公的制度によるこの要綱に規定する同様の補助を受けていません。 ☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の住民票、住民税の納付状況について安芸市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、申請日より 3 年以上、安芸市内に住民票をおき、生活の本拠地とします。	
5 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名 本店・支店・出張所
	預貯金の種類		
	口座番号	(右づめで記入)	
	口座名義	(フリガナ)	

- ※添付書類
- (1) 勤続期間の分かる介護サービス事業所の証明書
 - (2) 本人の口座が確認できるもの(通帳表紙やカード)の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

安芸市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

安芸市介護人材確保対策補助金（勤続奨励金）交付申請書

安芸市介護人材確保対策補助金（勤続奨励金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 介護サービス事業所への就職年月日		年 月 日					
2 介護サービス事業所名							
3 転入日		年 月 日					
4 勤続期間		☐ 1 年目（ 年 月 日 ～ 年 月 日）					
		☐ 2 年目（ 年 月 日 ～ 年 月 日）					
		☐ 3 年目（ 年 月 日 ～ 年 月 日）					
5 同意 および確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の住民票、住民税の納付状況について安芸市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、市税の滞納はありません。 ☐ 私は、他の公的制度によるこの要綱に規定する同様の補助を受けていません。					
6 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店名		本店・支店・出張所	
	預貯金の種類						
	口座番号						(右づめで記入)
	口座名義	(フリガナ)					

- ※添付書類
- (1) 勤続期間の分かる介護サービス事業所の証明書
 - (2) 本人の口座が確認できるもの(通帳表紙やカード)の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号(第 6 条関係)

安芸市指令 第 号
年 月 日

(申請者)
住 所
氏 名

安芸市長

安芸市介護人材確保対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸市介護人材確保対策補助金については、次の
とおり交付することに決定しましたので通知します。

金 円

(内訳)
事業名
金 円

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

安芸市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

安芸市介護人材確保対策補助金実績報告書
年 月 日付け、安芸市指令 第 号で交付決定を受けた、安芸市
介護人材確保対策補助金について、下記のとおり報告します。

1	介護サービス事業所 への就職年月日	年	月	日
2	転入日	年	月	日
3	内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 ※住宅手当等を控除した額を記 載のこと。		円
		敷 金		円
		礼 金		円
		共 益 費		円
		仲介手数料		円
		そ の 他 ()		円
		小 計 (A) ※1,000 円未満の端数切捨て		円
		前年度交付額 (B)		円
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額		円
		領収書記載額 (C)		円
	引越し	引越年月日	年 月 日	
		費 用 (D)		円
4	補助申請額 (A-B+C+D) ※1,000 円未満の端数切捨て			円

※添付書類

- (1) 勤務に関する証明(就労証明等)
- (2) 物件の売買に係る領収書の写し(住居費における購入の場合)
- (3) 物件の賃料に係る領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

安芸市長 様

給与の支払者
所在地
名称
氏 名
電話番号

住宅手当等支給証明書

下記の者に対する住宅手当等の支給状況を次の通り証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

年 月現在
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当月額を記入してください。

様式第 7 号(第 7 条関係)

安芸市指令 第 号
年 月 日

(申請者)
住 所
氏 名 様

安芸市長

安芸市介護人材確保対策補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった安芸市介護人材確保対策補助金につい
ては、次のとおり交付することに確定しましたので通知します。

金 円

(内訳)
事業名
金 円

様式第 8 号(第 8 条関係)

年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所 氏 名 印
電話番号

安芸市介護人材確保対策補助金請求書

年 月 日付け安芸市指令 第 号で交付額の確定のあった、安芸市介護人材確保対策補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）